

## 家庭系ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性（案）について （重点施策 1～3）

### ■重点施策 1 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

#### 【現状と課題】

- ・平成 14 年 10 月から家庭ごみの 12 分別収集を導入し、資源物の排出の受け皿を拡大することにより、プラスチック製容器包装類や紙類などの資源化に取り組んできたが、資源回収量が減少。
- ・12 分別の導入から 10 年以上が経過した現在、「未だに 12 分別を知らない市民も多い」、「12 分別がマンネリ化しているのでは」といった指摘。
- ・改めて資源物とごみの分別排出を徹底し、12 分別収集の効果の最大化を図っていくことが必要。

#### 【施策の方向性(案)】

##### ① 分かりやすい広報の充実

- ・廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）と連携し、分別排出の主体である市民の視点に立って、分別の基本ルールの周知と分別排出に役立つ分かりやすい広報を充実。

##### ② 地域における顔の見える啓発活動

- ・自治会等における出前説明会の開催などを通じて、地域における顔の見える啓発活動を強化。

##### ③ 転入者への情報周知

- ・転入者向けの情報周知の方法を工夫し、改善。

#### 【主な意見】

##### ○ 市民の意見を反映した広報・啓発について

- ・分別に迷っている市民は多い。分別の判断が難しいものがあるので、分かりやすい広報が必要。（プラスチック製容器包装類の汚れ、衣類の洗濯、雑がみの禁忌品など）
- ・広報の内容は、市民の声を反映させて、試行錯誤して取り組んでいく必要がある。

##### ○ 集合住宅・転入者への周知について

- ・戸建住宅に比べると集合住宅ではルールが守られてないことがある。規模の大きい集合住宅については出前講座を開催するなどの対策が必要。

##### ○ その他

- ・プラスチック製容器包装類の水洗いは、下水道とのバランスを考える必要がある。下水道の普及状況を考えると市内で同じ指導方法では問題がある。
- ・現在の資源化率の計算方法は民間が努力して別ルートで回収されたものが反映されていない。
- ・分別ガイドブックは全戸配布を検討した方が良い。

## ■重点施策2 生ごみの減量

### 【現状と課題】

- ・家庭から出るごみの約7割を占める燃やすごみの減量には、燃やすごみに占める組成割合が約4割と最も大きく、資源物として分別排出の対象となっていない「生ごみ」の減量対策が重要。
- ・本市の家庭から排出される生ごみの推計量は1年間で約31,800 t。この中には食べ残しなどの「食品ロス」が多く含まれる。

### 【施策の方向性(案)】

#### ① 食品ロスの削減

- ・食品や食材を無駄に廃棄することのないよう、食べ残しなどの食品ロスの削減対策を進める。

#### ② 生ごみの水切りの促進

- ・腐敗や悪臭の防止やごみの減量によるごみ収集車の燃費向上や焼却時の燃焼効率の向上にも役立つ、生ごみの水切りを促進。

#### ③ 生ごみの堆肥化の促進

- ・コンポスト容器等を活用した減容化・堆肥化の促進などにより、各家庭における生ごみの減量対策を促進。

### 【主な意見】

#### ○ 水切り方法のアイデアの広報について

- ・生ごみの水分を減らす良い方法があれば広報してもらいたい。

#### ○ 生ごみの堆肥化について

- ・コンポスト容器も良いが耐久性などの面から電動式の生ごみ処理機が良い。
- ・コンポスト容器は集合住宅では使いにくい。
- ・コンポスト容器や電動式生ごみ処理機を利用した市民の意見、利用に係る市民ニーズを調査して方策を決めていく必要がある。

#### ○ ディスポーザによる生ごみの処理について

- ・下水道への負荷や処理槽の廃棄物の処理などのメンテナンスの問題がある。
- ・市として推奨するものか否かをしっかりと検証して考えないといけない。

#### ○ その他

- ・自治会で野菜くずを土に埋める取り組みをした結果、堆肥化と同様に土が良くなった。

## ■重点施策3 リユースの促進

### 【現状と課題】

- ・本市では、平成7年にリサイクルプラザを設置し、家庭で使わなくなった家具やベビー用品の引き取り・再生・販売事業等を通じてリユースを促進。
- ・しかし、平成24年度に分庁舎内に移転した後は、立地条件や展示スペースの制約などから来館者数や再生品販売点数が減少しており、今後は、庁舎の建て替えに伴い現在の分庁舎を活用した事業運営が継続できなくなる予定。
- ・リサイクルプラザで取り扱うことのできる不用品の品目は限定されており、多様な品目のリユースにも対応していくためには、リサイクルプラザの設置による手法以外の取り組みも必要。

### 【施策の方向性(案)】

#### ① リユースショップ等の活用の促進

- ・リサイクルプラザの設置による手法以外の取り組みとして、リユース市場が拡大していることなどを踏まえて、民間のリユースショップ等の活用を促進。

### 【主な意見】

#### ○ リユースショップ等の活用について

- ・民間のリユースショップの活用は重要である。優良なリユース業者を活用することは有効な方法になる。
- ・リサイクルプラザを継続する場合は、費用面も含めた検討が必要である。
- ・リサイクルプラザやフリーマーケット開催については、市民の意見やニーズを把握した上で検討すべき。

## 資源化量の減少要因について

## 1) 消費量等

全体的には、資源物として排出される前の商品や容器包装の消費量等の減少が背景にあると考えられる。

〔 ビン、カン：本体の軽量化、軽量素材へのシフトなど  
新聞、雑誌：インターネットの普及等の情報通信技術の発達に伴う電子媒体へのシフトなど 〕

## 2) 販売店等による回収

また、資源化ルートとして、販売店等による資源回収が拡大したことにより、市が関与する資源回収に出される量が減少している可能性もある。

〔 新聞：新聞販売店回収の拡大  
ペットボトル、紙パック：店頭回収の拡大 〕

## 3) 分別の協力度

ごみへの混入量が増加している品目や減少率が大きくない品目については、分別への協力度が低下している可能性も考えられる。

( 新聞、雑誌、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装 )

## ■品目別の資源化量等の増減の状況

分別収集に伴う品目別の資源化量を家庭ごみの12分別収集実施後の約10年間で比較  
○ダンボールが増加した以外はいずれの品目も概ね20%以上減少

表：資源化量の増減

		H15	H25	増減率
人口 (人)		463, 103	469, 523	+1. 4%
資源化量 ( 集団資源回収量を含む ) ( t )	ビン	4, 972	3, 297	-33. 7%
	カン	2, 429	1, 440	-40. 7%
	新聞	5, 501	3, 263	-40. 7%
	雑誌 ( 雑がみを含む )	5, 668	4, 220	-25. 5%
	ダンボール	3, 719	4, 305	+15. 8%
	紙パック	148	104	-29. 7%
	布類	945	530	-43. 9%
	ペットボトル	965	665	-31. 1%
	その他プラスチック製容器包装	6, 053	4, 916	-18. 8%
	計	30, 400	22, 740	-25. 2%

※平成15年度のビン・カンの資源化量は異物等の中間処理残さ量が不明なため収集量ベースの値

## ■ごみへ混入した資源物の推計量の変化

分別への協力度の参考とするため、分別されずにごみへ混入した資源物の推計量を12分別収集実施直後と直近の各5年間の平均で比較

○雑がみが増加、新聞もやや増加

○ペットボトルとその他プラスチック製容器包装は大きな増減なし

○ビン、カン、ダンボールが大きく減少、雑誌、紙パック、布類も減少

※ ごみに混入されるものを含めて資源物の排出量が同じであれば、分別への協力度の低下により混入量が増加、逆に協力度の向上により混入量は減少

表：ごみへ混入した資源物の推計量の増減

品 目	H15-19 平均	H21-25 平均	増減率
ビン	385	287	-25.5%
カン	263	190	-27.8%
新聞	3,463	3,654	+5.5%
雑誌	3,125	2,751	-12.0%
雑がみ	4,970	5,775	+16.2%
ダンボール	1,796	1,143	-36.4%
紙パック	729	578	-20.7%
布類	5,043	3,924	-22.2%
ペットボトル	447	438	-2.0%
その他プラスチック製容器包装	6,892	6,936	+0.6%

※家庭系ごみ質分析調査結果（湿ベース）から推計

推計量は、燃やすごみ及び燃やさないごみに含まれていた量の合計（単位：t）

汚れの付着や複合素材であること等の理由により資源化に適さないものも含まれる。

【参考】

1) 容器包装の軽量化等

リデュースに関する 2012 年度実績 (2004 年度比)

素材	2015 年度目標 (2004 年度比) (※1)	2012 年度 実績	2006 年度からの 累計削減量	備考
ガラスびん	1 本当たりの平均重量 で 2.8%の軽量化	2.1%	143 千トン	
PET ボトル	指定 PET ボトル全体 で 15%の軽量化効果	13.0%	331 千トン	2015 年度目標を 10%から上方修正
紙製容器包装	総量で 11%の削減	9.9%	711 千トン	2015 年度目標を 8%から上方修正
プラスチック容 器包装	削減率で 13%	11.5%	58 千トン	
スチール缶	1 缶当たりの平均重量 で 5%の軽量化	4.9%	115 千トン	2015 年度目標を 4%から上方修正
アルミ缶	1 缶当たりの平均重量 で 3%の軽量化	3.8%	42 千トン	
飲料用紙容器 ※2	牛乳用 500ml 紙パッ クで 3%の軽量化	1.0%	165 トン	
段ボール	1 m <sup>3</sup> 当たりの平均重量 で 5%の軽量化	3.6%	985 千トン	2015 年度目標を 1.5%から上方修 正

※1 各団体の目標値については、必要に応じて見直しを検討する。

※2 2005 年度比。紙パック原紙の仕様レベルで比較

出典：第二次自主行動計画 2013 年フォローアップ報告 (2013 年 12 月 3 R 推進団体連絡会)

包装・容器の材料別出荷量 (単位：千トン)

	平成 15 年	平成 25 年	増減割合
紙・板紙製品	12,577.3	11,712.7	-6.9%
プラスチック製品	3,797.4	3,512.4	-7.5%
金属製品	2,078.7	1,625.3	-21.8%
ガラス製品	1,560.1	1,261.6	-19.1%

出典：日本の包装産業出荷統計 (公益社団法人日本包装技術協会) から作成

## 2) 過去約 10 年間における消費量等の変化

### ○ビン・カン

品目等	増減 (H15-H25)	参考資料
ガラスびん生産量	約 18%減少	経済産業省「窯業・建材統計」
スチール缶消費量	約 27%減少※	スチール缶リサイクル協会資料
アルミ缶消費量	約 2%増加	アルミ缶リサイクル協会資料

※ H15 と H24 の比較

### ○ペットボトル・その他プラスチック製容器包装

品目等	増減 (H15-H25)	参考資料	
ペットボトル販売量 ※1 (事業系ボトル回収量) ※2 (販売量－事業系ボトル回収量)	約 34%増加 約 3 倍に増加 約 7%減少	PET ボトルリサイクル推進協議会資料	
プラスチック製 容器包装廃棄物 排出見込み量	利用事業者	約 8%増加	容器包装利用・製造等実態調査 (経済産業省資料)
	製造等事業者	約 13%減少	

※1 H15 と H24 の比較、平成 15 年は樹脂生産量、※2 平成 15 年は事業系回収量

### ○紙類・布類

品目等	増減 (H15-H25)	参考資料	
紙・板紙国内消費量	約 12%減少	公益財団法人古紙再生促進センター資料	
紙・板紙・段ボール生産量	新聞用紙	約 9%減少	紙・パルプ統計 (経済産業省)
	印刷・情報用紙	約 23%減少	
	包装用紙	約 8%減少	
	紙器用板紙	約 19%減少	
	段ボール	約 0.5%増加	
1 世帯あたり 品目別 消費支出金額	新聞	約 15%減少	家計調査年報 (総務省統計局)
	雑誌・週刊誌	約 25%減少	
	書籍	約 15%減少	
	被服 (履物含む)	約 18%減少	
新聞発行部数 ※1	約 16%減少	一般社団法人日本新聞協会資料	
新聞販売店回収の利用割合 ※2	8 ポイント増加	市民アンケート結果 (市川市)	
紙パック家庭系消費量 ※3 (店頭回収量) (家庭系消費量－店頭回収量)	約 1%減少 約 38%増加 約 6%減少	全国牛乳容器環境協議会資料	

※1 朝夕刊のセット紙は 2 部で計算、※2 H13 と H26 の比較。※3 H15 と H24 の比較

## 資源化率の算定について

### 1 計算式

$$\blacksquare \text{ 資源化率} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{総排出量}}$$

### 2 計算方法

#### A 現行の指標値の計算

(算定対象)

現在の指標値における資源化率は、市が処理に関与したごみ（資源物を含む）を対象に計算している。

$$\bigcirc \text{ 総排出量 (現行の指標)} \left\{ \begin{array}{l} \text{市 (直営・委託) によるごみ (資源物を含む) の収集量} \quad \text{※家庭系} \\ \text{許可業者・自己搬入によるクリーンセンターへのごみ持込量} \quad \text{※主に事業系} \\ \text{集団資源回収量} \quad \text{※家庭系} \end{array} \right.$$

$$\bigcirc \text{ 総資源化量 (現行の指標)} \left\{ \begin{array}{l} \text{家庭系資源物の分別収集に伴う資源化量} \\ \text{その他施設処理に伴う資源化量 (クリーンセンターでの鉄・アルミ回収等)} \\ \text{集団資源回収量} \end{array} \right.$$

$$\text{資源化率A (平成25年度)} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{総排出量}} = \frac{29,089 \text{ t}}{145,022 \text{ t}} \doteq 20.1\%$$

(対象外)

排出事業者が独自に民間の資源化施設等へ搬入した事業系の資源物（古紙等）の量は、総排出量と総資源化量のどちらにも算入されていない。

#### B 市が処理に関与しない事業系資源物回収量を加えた場合の試算

市が処理に関与しない事業系の資源物の回収量を資源化率の計算式に反映させるため、許可業者等が回収した量（平成25年度は11,904 t ※）を総排出量及び総資源化量の対象にそれぞれ算入して試算する。

$$\text{資源化率B (平成25年度)} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{総排出量}} = \frac{29,089 \text{ t} + 11,904 \text{ t}}{145,022 \text{ t} + 11,904 \text{ t}} \doteq 26.1\%$$

※ 市が処理に関与せず許可業者等により民間の資源化施設等に搬入された事業系の資源物（ただし、収集運搬に許可等を要しない資源回収業者が回収したものは含まない）



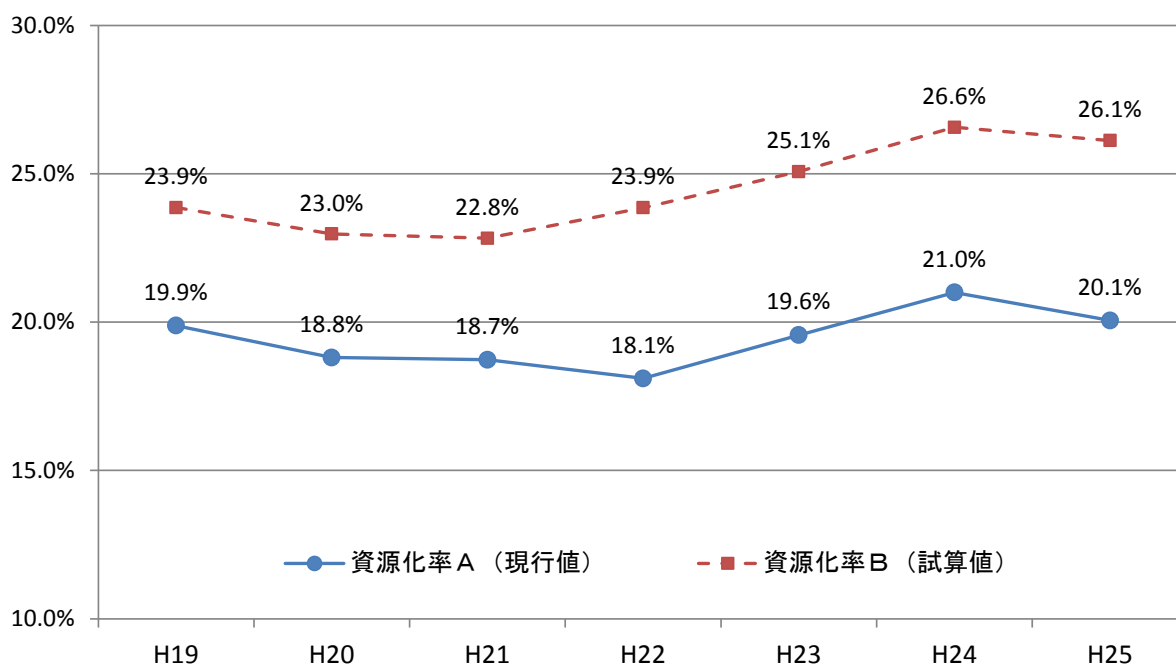
### 3 現行の指標値と試算値の比較

資源化率等の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人口(人)		470,074	473,064	475,751	473,919	471,694	469,224	469,523
A) 現行の指標値	総排出量(t) (ア)	162,836	155,580	152,126	148,082	148,516	145,353	145,022
	総資源化量(t) (イ)	32,379	29,259	28,494	26,810	29,054	30,529	29,089
	資源化率A	19.9%	18.8%	18.7%	18.1%	19.6%	21.0%	20.1%
	1人1日当たり排出量A(g/人日)	946	901	876	856	860	849	846
市が処理に関与しない事業系資源物回収量(t) ※(ウ)		8,504	8,415	8,076	11,187	10,924	11,018	11,904
B) 市が処理に関与しない事業系資源物回収量を加えた場合の試算値	総排出量(t) (ア)+(ウ)	171,340	163,995	160,202	159,269	159,440	156,371	156,926
	総資源化量(t) (イ)+(ウ)	40,883	37,674	36,570	37,997	39,978	41,547	40,993
	資源化率B	23.9%	23.0%	22.8%	23.9%	25.1%	26.6%	26.1%
	1人1日当たり排出量B(g/人日)	996	950	923	921	924	913	916

※ 市が処理に関与せず許可業者等により民間の資源化施設等に搬入された事業系の資源物(収集運搬に許可を要しない資源回収業者等が回収したものは含まれていない)

資源化率



【参考】

(第 69 回審議会配付資料 2 の一部を修正)

○資源化率の算定方法（現行の指標値）

$$\blacksquare \text{ 資源化率} = \frac{\text{総資源化量 (イ)}}{\text{総排出量 (ア)}}$$

ごみ総排出量・総資源化量の算定対象について

ごみ・不要物の発生量	(総排出量に含まれない)	例) ①リユース業者やリサイクルプラザによる引取り ②メーカー等による各種リサイクル法や広域認定制度に基づく回収（家電4品目、パソコン等） ③販売店による自主的な回収 （空き缶・紙パック・ペットボトル・食品トレイ等の店頭回収、新聞販売店による購読者を対象とした古紙回収、買い替え時の下取り等） ④排出事業者が独自に民間の資源化施設へ搬入した資源物（古紙、ビン、カン等） ※ ④のうち許可業者等が回収したもの（ウ） (11,904t)		
	総排出量 (ア) (145,022t)	市が関与する集団資源回収量 (4,811t)	総資源化量 (イ) (29,089t)	集団資源回収量 (4,811t)
		市（直営・委託）による ごみ（資源物を含む） 収集量 (105,555t) 及び 許可業者・排出者による クリーンセンターへの ごみ持込量 (34,656t)		家庭系資源物の 分別収集に伴う資源化量 (17,930t) （紙類、布類、ビン、カン、ペットボトル、プラ製容器包装）
				その他施設処理に伴う資源化量等 (6,348t) （破碎処理後の鉄・アルミ回収、焼却灰の再資源化など）
			(焼却処理等による減量)	
			最終処分量 (12,199t) (焼却灰、破碎残さの埋立)	

## 高齡化社会と生活系ごみ排出量の関係について

少子高齡化が進み高齡者世帯や高齡単身者世帯が増加した場合の家庭ごみ排出状況はどう変化するのか、国、他市、大学文献等から情報収集を行った。

## 1. 大阪府（別紙参照）

大阪府環境審議会廃棄物処理計画部会（平成 23 年 11 月 7 日）における資料（高齡化社会と生活系ごみ排出量の関係について）より

○60 歳代以上は、外食及び調理食品の利用率が他の世代に比べて低い。

○高齡者の比較的多くは、自宅で調理をして食事をしている。

・高齡者（65 歳以上）の自宅での調理の割合は高いが、単身者の場合は、調理済食品や弁当の利用割合も高まっている。

○食品ロス量は、年齢が高くなるほど増加する傾向がある。

○平成 23 年度に、65 歳以上の単身又は夫婦世帯 76 世帯にごみを計量してもらった結果では、家庭ごみの排出量では市内の全世帯平均と比較して大きな差が見られなかったとしている。

## 2. 福岡雅子氏（現 大阪工業大学准教授）の研究論文

福岡氏の「家庭系ごみの発生制御のための用途別詳細組成に関する研究（2005 年 3 月）」より

高齡単身者・カップル（60 歳代以上）の場合、想定される排出状況等の特性として、

○在宅介護を行う場合、家庭用医療器具や紙おむつが発生する。

## ■調査対象とする居住者の階層

居住者の主な階層	生計中心者の年代の目安	想定されるごみ排出状況等の特性
若い単身者・ カップル	10歳代後半 ～20歳代	○使い捨て商品、調理済み食品の利用が比較的多く、それらのごみが多い ○地域の自治会に加盟していないなどで、地域での資源回収に参加せず、古紙等がごみになる場合がある ○住宅が狭く庭がない場合が多く、生ごみ処理機の利用や堆肥化は困難である
小学生以下の 子どもがいる世帯	20～40歳代	○紙おむつの使用が見られる ○子どもの学習プリント等の紙ごみが見られる ○食料・飲料の消費の比率が比較的高い
壮年の単身者・ カップル	30～50歳代	○娯楽・教養関係の消費の比率が比較的高い
成長した子どもと 親の世帯	40～60歳代	○子どもの外食等により、世帯人数に対して厨芥の排出が少ない ○娯楽・教養関係の消費の比率が比較的高い
高齡者がいる世帯	40～60歳代	○在宅介護を行う場合、家庭用医療器具や紙おむつが発生する
高齡単身者・ カップル	60歳代以上	○ペットボトル入り飲料の利用は少ない ○在宅介護を行う場合、家庭用医療器具や紙おむつが発生する

出典：福岡雅子：家庭系ごみの発生制御のための用途別詳細組成に関する研究（2005 年 3 月）

### 3. 京都市

京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課からの情報提供

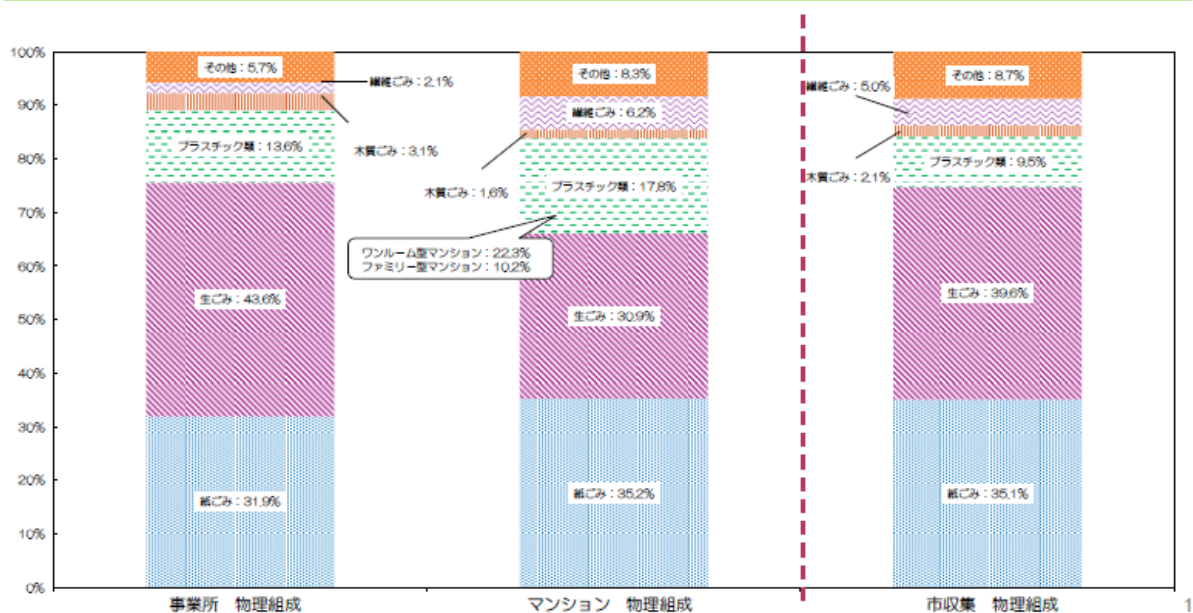
京都市の家庭ごみ組成分析調査の結果、下図（業者収集ごみのごみ質①）のようにマンションは、市収集と比べて生ごみの割合が低く、プラスチック類の割合が高い。（特にワンルーム）

この結果と、スーパー・コンビニなどで一人用のお惣菜やカット野菜等の販売が増えている状況を踏まえると、

○少子高齢化が進み単身者世帯が増加した場合、「生ごみの排出が減少し、容器包装類の排出が増加する。」

## 11 業者収集ごみのごみ質①（物理組成）

- 家庭の燃やすごみと同様に、紙ごみ、生ごみ、プラスチック類が多い。
- マンションは、特にプラスチック類の比率が高い。プラスチック類の割合をマンションのタイプ別に見ると、ワンルームマンションでは割合が高く、ファミリー型マンションでは市収集の割合とほぼ同じとなっている。



出典：京都市廃棄物等減量推進審議会 ごみ減量施策検討部会（平成26年6月2日）

資料2：ごみ減量の現状と課題

高齢化社会と生活系ごみ排出量の関係について

1. 「平成 22 年家計調査年報」(総務省統計局)

○60 歳代以上は、外食及び調理食品の利用率が他の世代に比べて低い。

表 1 単身者の年齢階級別、外食率、調理食品率、食の外部化率(金額ベース)

		平均	34歳以下	35～59歳	60歳以上	うち65歳以上
平均	外食率	31.6%	48.2%	38.0%	20.2%	18.9%
	調理食品率	13.5%	14.5%	14.6%	12.3%	12.4%
	食の外部化率	45.1%	62.7%	52.6%	32.5%	31.3%
男性	外食率	40.1%	50.5%	43.1%	27.2%	25.6%
	調理食品率	15.2%	15.4%	15.4%	14.6%	14.8%
	食の外部化率	55.3%	65.9%	58.5%	41.8%	40.4%
女性	外食率	22.7%	44.0%	26.3%	16.9%	16.0%
	調理食品率	11.7%	12.8%	12.7%	11.2%	11.3%
	食の外部化率	34.4%	56.8%	39.0%	28.1%	27.3%

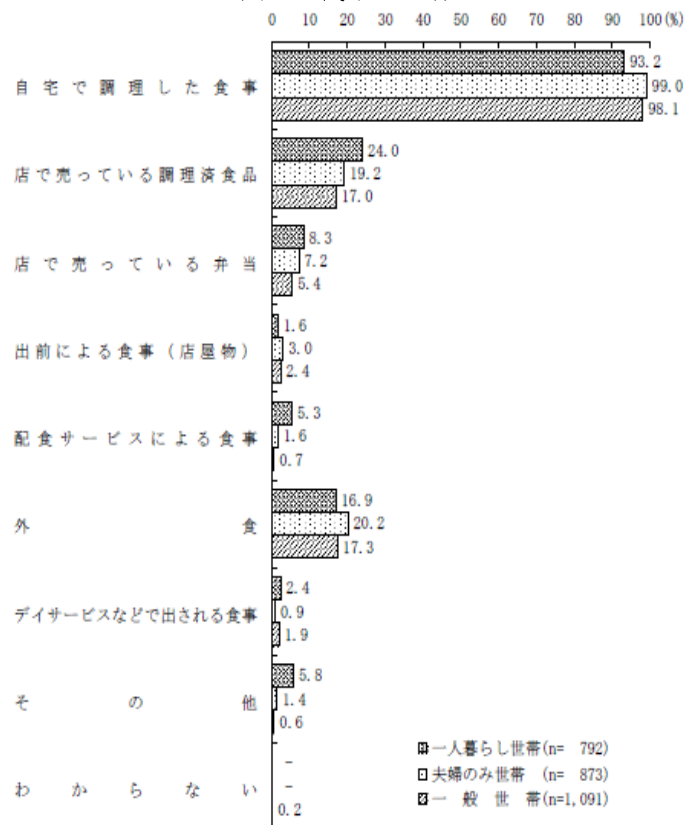
(※)「平成 22 年家計調査年報」(総務省統計局)を元に大阪府で集計

2. 「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果」(内閣府政策統括官(共生社会政策担当)平成 17 年度)

○高齢者の比較的多くは、自宅で調理をして食事をしている。

- ・高齢者(65歳以上)の自宅での調理の割合は高いが、単身者の場合は、調理済食品や弁当の利用割合も高まっている。

図 1 食事の内容

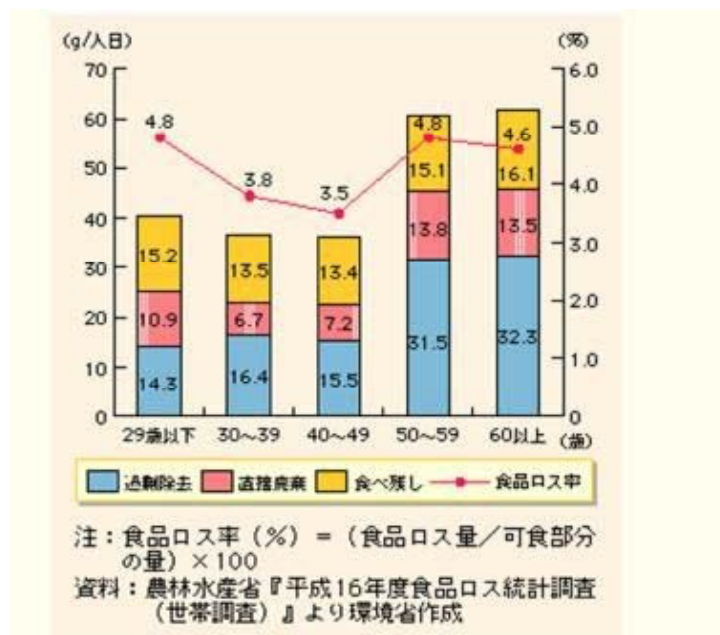


### 3. 「平成18年度版 環境白書」(環境省)

○食品ロス量は、年齢が高くなるほど増加する傾向がある

- ・家庭で消費される食料(調理済み総菜や弁当類など家庭で調理しないものは含まない)の1人1日当たりの食品ロス量(可食部分のうち食べ残されたり廃棄されたもの)と食事管理者の年齢との関係を見ると、食品ロス量は、食事管理者の年齢が高くなるほど増加する傾向があり、食品ロス率(可食部分に対する食品ロス量の割合)は、29歳以下及び50歳以上で高くなっている。

図2 年齢別1人1日当たりの食品ロス量と食品ロス率



### 4. 北九州市の高齢者世帯におけるごみ排出状況調査の結果

○平成23年度に、65歳以上の単身又は夫婦世帯76世帯にごみを計量してもらった結果では、家庭ごみの排出量では市内の全世帯平均と比較して大きな差が見られなかったとしている。

表2 回答者の年齢構成

年齢	人数	割合
65~69歳	35人	28.2%
70~74歳	50人	40.3%
75~79歳	26人	21.0%
80~84歳	11人	8.9%
85歳以上	2人	1.6%
計	124人	

表3 1人1日当たりのごみ排出量の市内全世帯平均との比較

種類	(単位: g/人・日)	
	高齢者世帯(今回調査)	市内全世帯平均(平成21年度)
家庭ごみ	476	498
かん・びん*	6.8	2.6
ペットボトル*	1.3	6
プラスチック製容器包装*	3.6	2.2
計	593	552

※ 「かん・びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」については、初回分の排出量を除外して集計した。

## 家庭系ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性（案）

### <重点施策>

#### （４）経済的手法の活用

##### ① 家庭ごみ有料化制度の導入の検討

- ・さらなるごみの減量・資源化に向けて、各家庭からのごみの排出抑制と分別の徹底を図っていくためには、広報・啓発の強化をはじめ前向きに取り組む市民に対する支援や資源物を分別排出しやすい受け皿づくりを進めていくことが重要であるが、これらの取り組みに加えて、ごみの発生が少ないライフスタイルへの転換につながる、より効果的な動機付けの仕組みも必要と考えられる。
- ・また、世帯によって、ごみの減量や分別に関する取り組み状況やごみの排出量が異なるなかで、家庭ごみの処理費用を一律に税金で賄うことについては、市民サービスに対する費用負担や排出者における役割と責任の分担の公平性を確保していく観点から問題がある。
- ・各世帯がごみ排出量に応じて処理費用の一部を負担する家庭ごみ有料化制度は、ごみ処理に対する意識改革につながり、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけが働くことにより、ごみの排出抑制や分別を促進するとともに、ごみ処理費用の負担の公平性を高めていくために有効な手段と考えられることから、家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討を進める。



## 本市における検討の背景と目的・期待する効果

### 1) 本市における検討の背景（ごみ処理の現状と課題）

#### ○ごみ処理体制

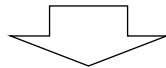
- ・最終処分場を自前で持たない（ごみ焼却灰等の処分を市外の民間処分場に依存）
- ・クリーンセンターの老朽化と施設更新の必要性（平成6年に稼働後 約20年が経過）

#### ○少子高齢・人口減少社会への対応、持続可能な社会の実現に向けた要請の高まり等

- ・財政状況の変化への対応
- ・2R（リデュース、リユース）の強化、ごみ処理における地球温暖化対策の推進等

#### ○ごみ排出量等の状況

- ・市民1人あたりごみ排出量（特に燃やすごみ）の減少幅の縮小
- ・分別排出に伴う資源回収量の減少、資源化可能な紙類等の燃やすごみへの混入



新たにごみ減量・資源化対策の必要性

### 2) 目的・期待する効果

#### ○ごみの排出抑制・分別促進

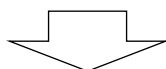
- ・ごみ排出量及び焼却処理量等の削減
  - 最終処分量の削減、埋立処分への依存の低減
  - ごみ処理総費用の削減
  - クリーンセンターの建て替え規模の縮小による建設・運営コストの削減
  - 収集運搬、焼却等に伴う温室効果ガスの削減 など

#### ○負担の公平化

- ・ごみ排出量に応じた費用負担の公平性の確保

#### ○ごみ処理・資源化事業の財源の確保

- ・ごみ処理・資源化事業を安定的に維持していくための財源の確保



市民等の意識改革・ライフスタイルの変革



【参考資料】

■家庭ごみ有料化実施状況（平成26年7月現在）

全国市区町村の有料化実施状況

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	813	451	55.5%
町	745	517	69.4%
村	183	119	65.0%
市区町村	1,741	1,087	62.4%

県内市町村の有料化実施状況

	総数	有料化実施	有料化実施率
市	37	20	54.1%
町	16	13	81.3%
村	1	1	100.0%
市区町村	54	34	63.0%

出典：山谷修作ホームページ「全国市区町村の有料化実施状況（2014年7月現在）」  
から作成 <http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya/survey.html>

近隣市等の導入事例

市町村名等		有料化対象ごみ	料金 ※1
千葉県	実施	千葉市	可燃ごみ、不燃ごみ 1枚（450）につき 36円
		八千代市	可燃ごみ、不燃・有害ごみ 1枚（400）につき 24円
		野田市	可燃ごみ、不燃ごみ 1世帯につき年間120枚まで無料 ※2 超過分1枚（400）につき 170円
	未実施	船橋市、松戸市、浦安市、鎌ヶ谷市、柏市、習志野市など	
東京都	実施	調布市	可燃ごみ、不燃ごみ 1枚（450）につき 84円
		三鷹市	可燃ごみ、不燃ごみ 1枚（400）につき 75円
		西東京市	可燃ごみ、不燃ごみ、 プラスチック製容器包装 1枚（400）につき 60円 （プラ容器は 20円）
	未実施	23区、国立市、東久留米市など	

※1 料金は大袋（400～450）の場合 ※2 世帯人数により袋のサイズは異なる

## ■減量効果の事例

### ○手数料の料金水準と排出抑制効果

平成17年度～19年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、可燃ごみを対象に袋による単純比例制を導入している自治体54件を対象に、可燃ごみの有料化前年と有料化実施2年後（有料化3年目）の、年間の一人当たり可燃ごみ収集量を示した結果を図3-2-4に示す。54件中47件で一人当たりの収集量が減少しており、54件の平均値は、有料化実施前が0.20t/人であるのに対して、有料化3年目は0.16t/人であった。

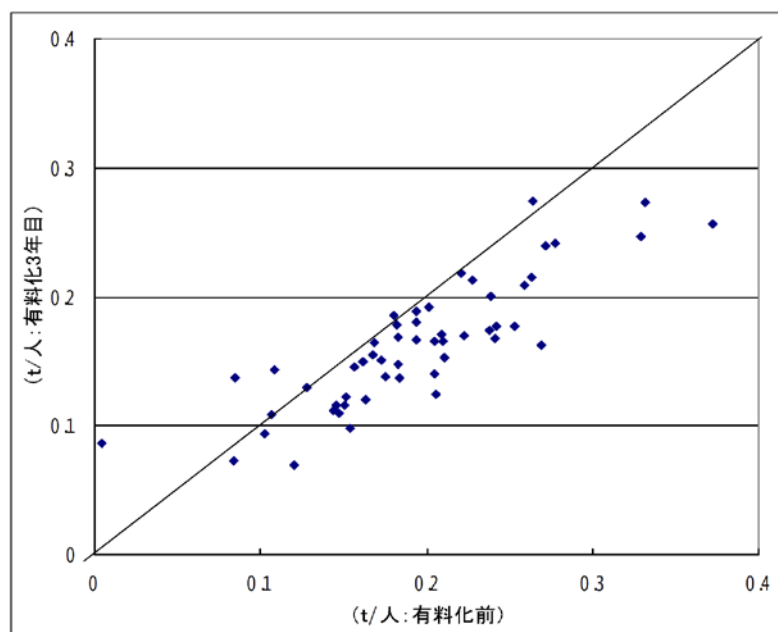


図3-2-4 家庭系可燃ごみの有料化前後の一人当たり可燃ごみ収集量変化（n=54）

家庭系一般廃棄物の有料化を導入している市町村について、可燃ごみを排出する際の手数料の料金水準と平均排出抑制率（各手数料水準区分に該当する市町村の排出抑制率の平均）との関係を図3-2-5に示す。平均排出抑制率から考察すると、料金水準が高くなるほど、排出抑制効果も高くなる傾向が見られた。

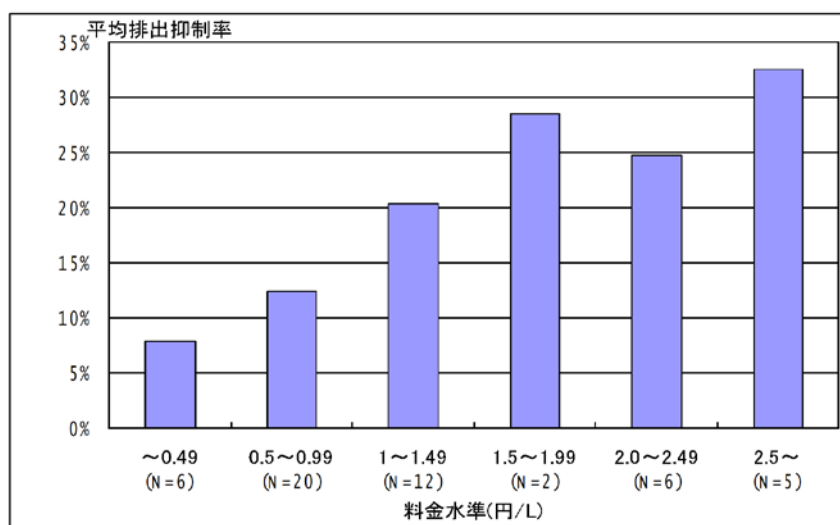


図3-2-5 可燃ごみの料金水準と平均排出抑制率

(注1) 廃棄物排出抑制率＝

(導入前年 (g/人・日) - 導入3年目 (g/人・日)) / 導入前年 (g/人・日)

(注2) 平均排出抑制率：各手数料の料金水準区分 (～0.49円、0.5～0.99円、1.0～1.49円、1.5～1.99円、2.0～2.49円、2.5円～) に該当する排出抑制率の平均

(注3) 容積当たりの料金単価がごみ袋の大きさによって異なる場合には、一番大きいごみ袋の容積当たりの料金単価を採用

(注4) アンケート調査 (有料化実施市町村等 54 市町村を対象に実施) によって排出量データ (g/人・日) を得られた 51 市町村が集計対象

(出所) 環境省「廃棄物・リサイクル分野における 3R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」(平成 23 年度実施)

出典：「一般廃棄物処理有料化の手引き (平成 25 年 4 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」

## ○千葉県

平成 26 年 2 月から家庭ごみ有料化制度を導入し、家庭系の焼却ごみの量が 3 月以降、対前年同月比で 8%前後減少している。

千葉県における焼却ごみ (家庭系) の削減状況

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
対前年同月比 (削減率)	-13.3%	-8.1%	-7.3%	-8.8%	-6.9%

※千葉県 Web ページ資料を元に本市で作成

<http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/herasou.html>

■第9回循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト9）からの提案（一部抜粋）

【ごみ減量策について】

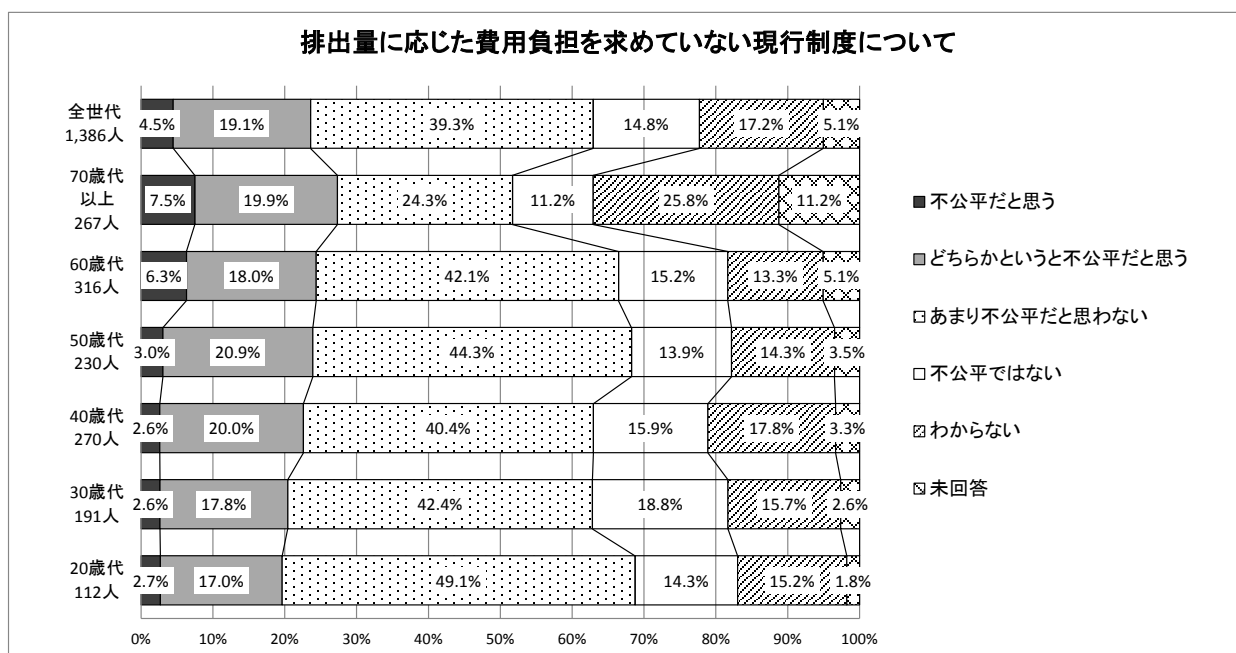
■ごみ処理システムに対する提案

○家庭ごみの有料化

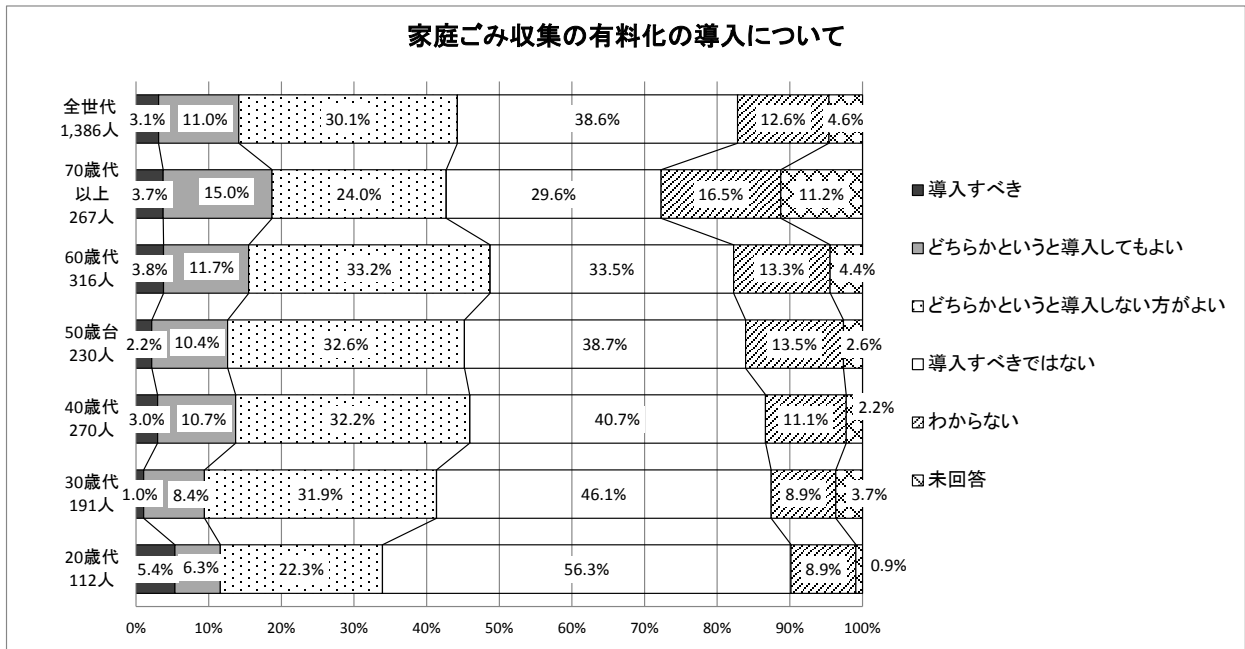
- ・家庭ごみの有料化については、本懇談会において賛否がわかれましたが、ごみの減量には効果がある。
- ・家庭ごみの有料化を導入した場合、指定袋以外の排出や不法投棄などのルール違反も増加することが予想されるので、その対策も併用する必要がある。

■ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート結果（一部抜粋）

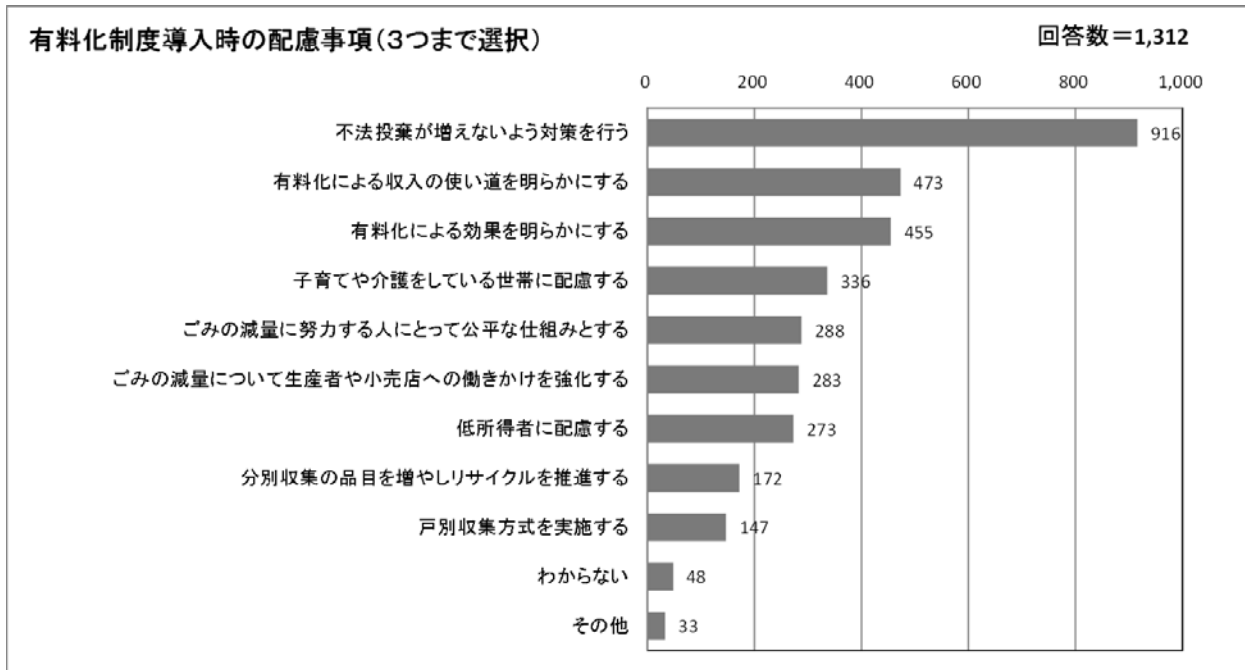
問 14 市川市では、ごみ排出量に応じた手数料の負担を求めているため、ごみの減量に努力した人もごみをたくさん出す人も、金銭的な負担に差がありません（大型ごみ手数料や指定ごみ袋代を除く）が、あなたはどのように思いますか。（○は1つ）



問 15 家庭ごみの収集を有料化して、それぞれの市民が出すごみの量に応じて費用を支払うという考え方についてどう思いますか。（○は1つ）

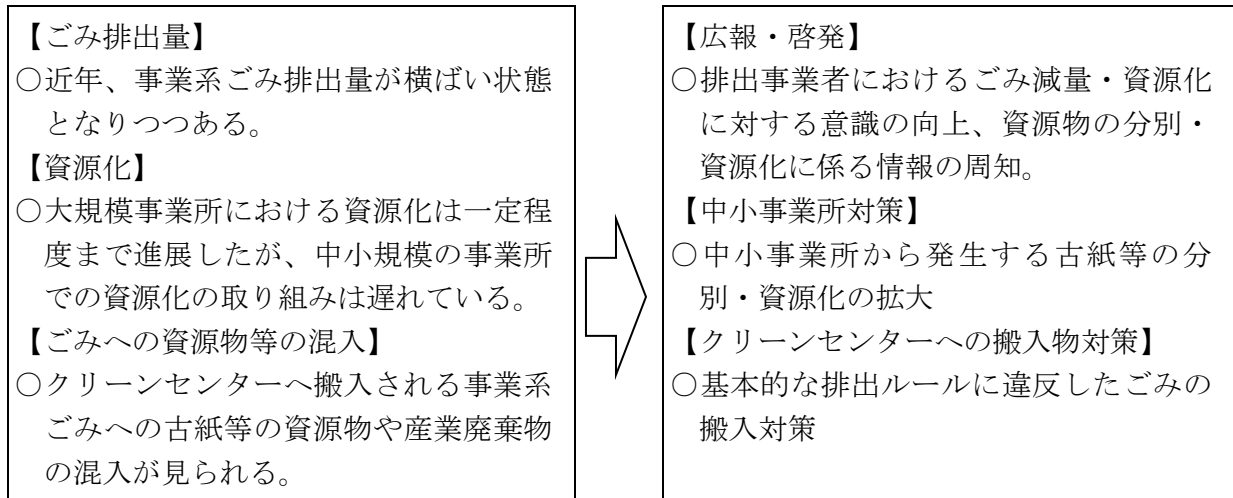


問 16 仮に家庭ごみの有料化制度を導入するとしたら、どのような点に配慮すべきだと思いますか。（○は3つまで）



## さらなるごみ減量・資源化に向けた施策について（事業系ごみ）

### 1 減量・資源化に係る現状と課題



### 2 減量・資源化に向けた施策の方向性（案）

#### <重点施策>

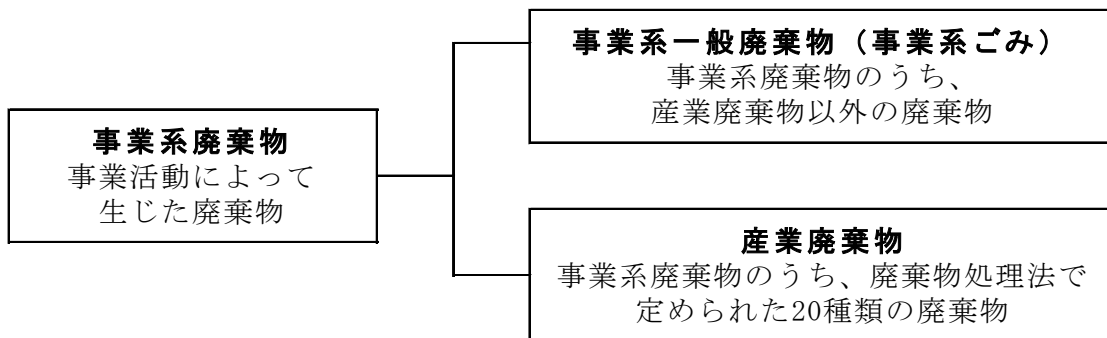
#### ○事業系ごみの減量・資源化対策

- ① 排出事業者への広報・啓発の強化
- ② 中小事業所における分別・資源化の誘導・支援
- ③ 資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策

- ・事業系ごみについては、大規模事業所における資源化の面においては一定程度まで進展している一方、クリーンセンターへのごみ搬入量は横ばい状態となっており、事業系ごみ全体の減量・資源化を促進するための環境づくりを進め、適正処理の確保に加えて、減量・資源化についても排出事業者責任の強化を図っていく必要があると考えられる。
- ・そこで、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、事業系ごみの減量や資源化方法に関する情報を分かりやすく周知し、ごみ減量・資源化に係る排出事業者の意識の向上を図っていく。
- ・中小規模の排出事業所においては、個々の事業所が排出する資源物の量が少なく、回収に係る手間や経費等の問題から、個々の事業者の自主的な取り組みに委ねるだけでは資源化の拡大が円滑に進まないことが考えられることから、中小事業者向けの資源回収の受け皿づくりを進めることなどにより、分別・資源化の取り組みを誘導・支援する。
- ・また、クリーンセンターへ搬入される事業系ごみについては、引き続き適正な水準の手数料負担を求めていくとともに、容易にリサイクルできる資源物や産業廃棄物がごみ混入したまま搬入されることを防止するため、基本的な排出ルールに違反したごみの搬入対策を進める。

## ■事業系ごみの処理方法

### ○事業系廃棄物の区分



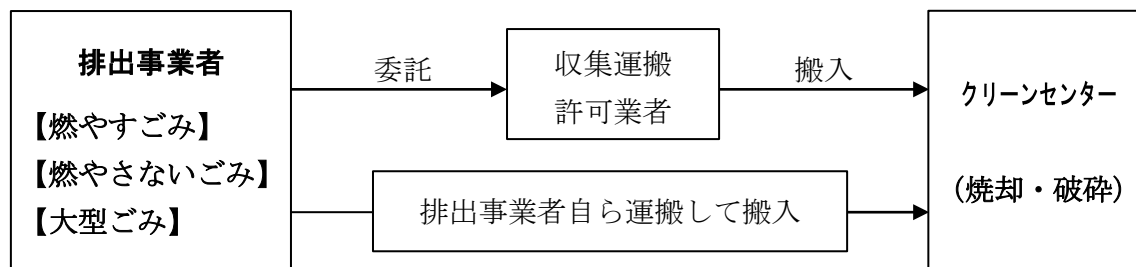
### ○事業系ごみの処理方法

本市における事業系ごみの処理は、①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してクリーンセンターへ搬入する方法、又は ②事業者自らがクリーンセンターへ搬入する方法による。

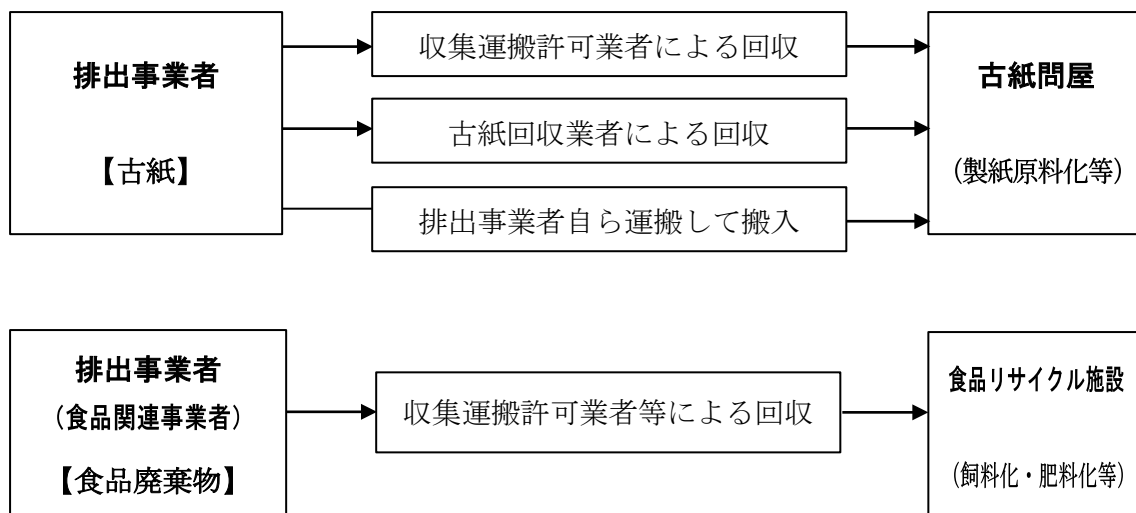
また、古紙等の資源物は、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者が回収して、民間の資源化施設等に搬入されている。

（ただし、住居併用の小規模事業所は規模要件等により家庭ごみ集積所に排出可）

### <クリーンセンターへ搬入される事業系ごみの回収フロー>

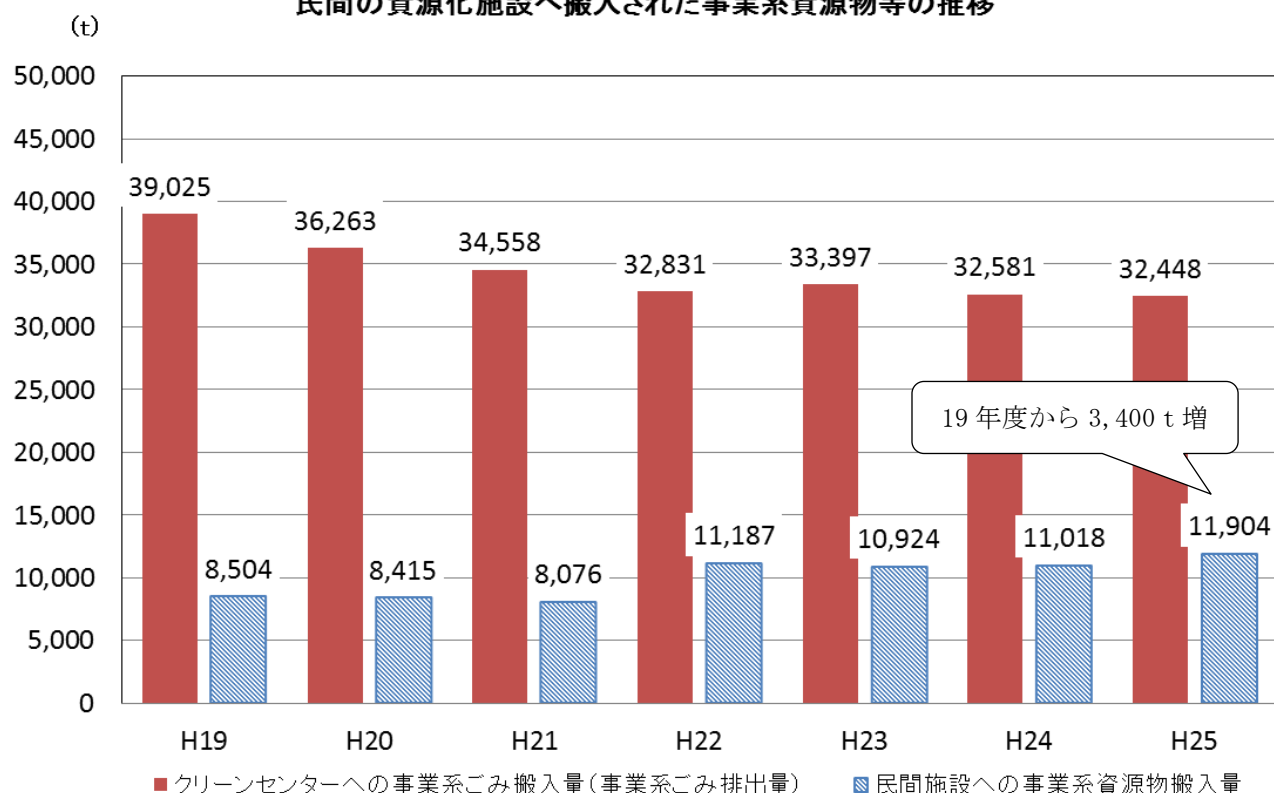


### <民間施設に搬入される資源物の回収フロー（例）>



■事業系ごみの排出量等の推移（第 69 回審議会配付資料 2 の一部を再掲）

民間の資源化施設へ搬入された事業系資源物等の推移



(事業系資源物搬入量等の内訳)

単位:t

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
クリーンセンターへの 事業系ごみ搬入量 (事業系ごみ排出量)	許可業者	34,046	32,224	30,620	29,727	29,992	29,657	29,759
	自己搬入	4,979	4,039	3,938	3,104	3,405	2,924	2,689
	計	39,025	36,263	34,558	32,831	33,397	32,581	32,448
民間の資源化施設へ 搬入された事業系資 源物の量 ※1	ビン	114	87	111	193	152	155	169
	カン	314	234	247	356	319	331	331
	ペットボトル	11	8	10	44	56	97	83
	金属類	128	146	151	114	119	134	184
	ダンボール	7,407	7,398	6,974	9,531	9,066	9,070	9,279
	雑誌等	118	104	95	222	348	283	331
	枝葉等		6	38	124	77	28	30
	ウエス				1	2	4	2
	食品循環資源	411	430	451	601	785	818	1,123
	寝藁						100	103
	RPF原料							269
	計	8,504	8,415	8,076	11,187	10,924	11,018	11,904
	合計	47,529	44,678	42,634	44,018	44,321	43,599	44,352
資源化割合	17.9%	18.8%	18.9%	25.4%	24.6%	25.3%	26.8%	

※1 許可業者等が収集したことにより市が把握可能な量に限る。  
排出事業者自ら運搬したものや専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、鉄くず、あきビン類等)のみの収集運搬を業とする者が運搬した量は含まれていない。

※2 平成25年度の実績は速報値による。



## ■関連する施策の実施状況

### ア ごみ減量・資源化に関する広報・啓発

ホームページへの掲載や事業系ごみガイドブックの作成を通じて、事業系ごみの処理方法や古紙や食品廃棄物等の資源物のリサイクルに関する情報を発信。

### イ 事業用大規模建築物における減量・資源化の促進

市条例に基づき廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務付けるとともに、立入検査の実施等を通じて、減量・資源化の取り組みの助言・啓発を実施。

(対象事業所)

- ・大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）
- ・店舗、事務所、旅館等の用途の床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の建築物

(ごみ排出量等の推移)

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24
対象事業所数		78	80	79	81	81	83
排出量等	ごみ排出量(t)	7,941	7,577	7,640	7,383	7,358	7,683
	資源回収量(t) ※	8,068	7,463	8,302	8,992	8,998	9,475
	計	16,009	15,040	15,942	16,375	16,356	17,158
資源化割合		50.4%	49.6%	52.1%	54.9%	55.0%	55.2%

※民間の資源化施設等へ搬入されたもの。

一般廃棄物収集運搬許可業者以外が回収したのものも含む。

### ウ クリーンセンターでの搬入物検査及び資源物の分別

収集運搬許可業者が収集し、クリーンセンターへ搬入した事業系ごみの中に、産業廃棄物等の不適切なものや、資源化可能なものが大量に混入していないかを確認。

なお、ごみ収集車両で資源物を分別して収集した場合は、クリーンセンターにおいて、ごみピットに投入せず分別して荷降ろしするよう指導。

### エ クリーンセンターへ搬入するごみの処理手数料

ごみ減量・資源化の促進及び排出事業者責任の徹底等の観点から、負担水準の適正化を図っている。

改定年月	平成 16 年 4 月	平成 23 年 10 月	平成 26 年 4 月
10 kgあたり手数料	180 円×1.05	200 円×1.05	200 円×1.08

## ■平成 25 年度食品循環資源収集状況

### 1. 排出事業者（一般廃棄物収集運搬業者が収集している事業所数）

ショッピングセンター、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、病院・工場食堂の  
52事業所。

収集運搬許可業者は（株）市川環境エンジニアリング、共同産業（株）、日本サービス（株）、（有）藤城  
清掃サービス、（株）丸幸の5社。（株）丸幸は食品循環資源収集の専門事業者）

### 2. 食品循環資源収集量（平成 25 年度）

1,122.48 t（一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した52事業所分）

### 3. 搬入先の食品リサイクル施設

<名称>	<所在地>	<処理内容>
① 農業技術マーケティング行徳工場	市川市	飼料化
②（株）フジコー	白井市	堆肥化・飼料化
③ バイオエナジー（株）	大田区	メタン発酵バイオガス化
④（株）アルフォ	大田区	飼料化

### 4. その他

塩浜地区の食品製造業者（2社）が産業廃棄物として（株）農業技術マーケティングに搬入し  
ている。

【参考】他市町村等の取り組み事例

＜排出事業者への広報・啓発の強化＞

○ごみと資源物の分け方に関するパンフレット作成

(横浜市資源循環局一般廃棄物対策課)

横浜市 事業系ごみ ごみと資源物の分け方 パンフレット (表面)

○事業者向け講習会の開催 (八王子市資源循環部ごみ減量対策課)

事業者向けに資源物のリサイクル等について年1回講習会を開催している。

平成25年度テーマ 1. 事業系一般廃棄物の行方

2. 排出者責任について

3. ごみ減量・資源化の取り組み事例

○3R活動優良事業所認定制度 (横浜市資源循環局一般廃棄物対策課)

3R活動の推進への取組に優れた事業者又は事業所の団体を「3R活動優良事業所」として認定している。

< 中小事業所における分別・資源化の誘導・支援 >

○事業系古紙回収協力店制度（札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課）

事業所で不要になった古紙を協力店に無料で持ち込むことができる。

エコ  
古紙分別  
リサイクル  
マニュアル

こんな仕組みが  
始まっています

古紙  
リサイクル  
推進に向けて

札幌市においても、古紙の持ち込み拠点の整備など、リサイクルの推進に向けた仕組みづくりを進めています。これらの仕組みを利用して古紙のリサイクルを進めましょう。

**事業系古紙回収協力店制度**

事業所で不要になったOA紙などの古紙を、協力店の営業時間内であれば、自由に無料で持ち込むことができる制度です。置き場所に不自由していた古紙を手早く片づける利便性があるとともに、年度末などこれまで廃棄書類を市の清掃工場（焼却等）に持ち込んでいた事業所は、ごみ処理費用の節減が可能となります。協力店に持ち込めば、古紙は再生紙として生まれ変わりますので、もちろんリサイクルが進みます。現在47の協力店があります。

■ 清掃工場へ持ち込むと…

事業所から出る古紙 → 有料 → 清掃工場 → 焼却処理

清掃工場へ持ち込む場合は有料となります。

■ 事業系古紙回収協力店へ持ち込むと…

事業所から出る古紙 → 無料 → 事業系古紙回収協力店 → リサイクル

協力店へ持ち込む場合は無料。さらにリサイクルにもつながります。

のぼりとプレートが目印です!

古紙回収  
協力店

札幌市 古紙分別・リサイクルマニュアル（一部）

○商店街ダンボール回収、オフィス町内会（横須賀市資源回収協同組合）

・あらかじめ、専用紐やダンボールを組合から購入し、商店街やオフィスの古紙を回収する。

<資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策>

○資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止について

(大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課)

搬入禁止の対象となるもの

1. 新聞（折込広告含む）
2. 段ボール
3. 紙パック（マークのあるもの）
4. OA紙（コピー用紙、コンピューター用紙）※機密書類も含む
5. 雑誌（週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、カタログ、教科書、パンフレット、辞典など）
6. シュレッダー紙
7. その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用紙、ハガキ、封筒、紙袋、名刺など）

大阪市 資源化可能な紙類のリサイクルについてWebページ（抜粋）

# 事業系ごみ ガイドブック

## 市川市の事業系ごみの処理方法

クリーンセンターへ自己搬入する場合 ➡ **3**

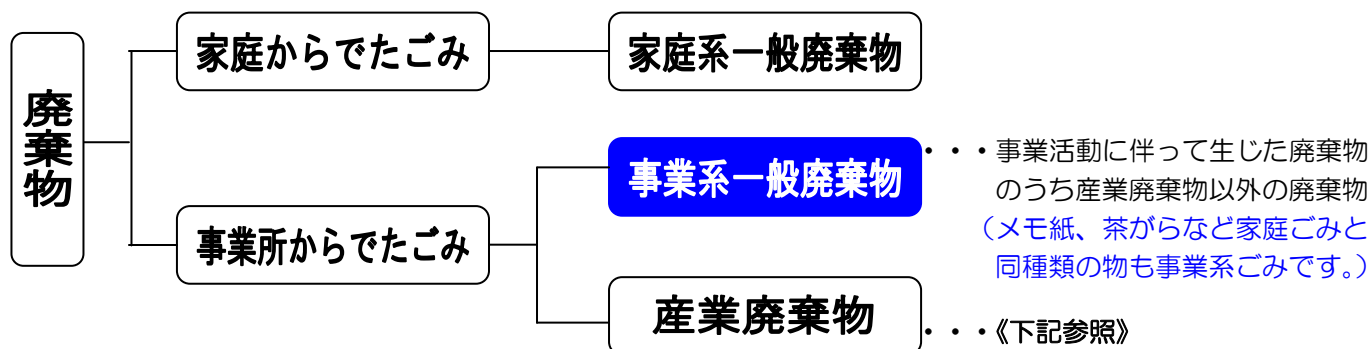
一般廃棄物許可業者へ委託する場合 ➡ **4**

### 目次

- P1 事業系一般廃棄物とは
- P2 事業系ごみの処理責任
- P3 クリーンセンターへ自己搬入する場合
- P4 一般廃棄物許可業者へ委託する場合
- P5 よくあるご質問 Q & A
- P6 事業用大規模建築物を所有する方へ
- P7 減量・資源化～3Rのススメ～
- P8 家電のリサイクル
- P9 パソコンのリサイクル
- P10 古紙のリサイクル
- P11 食品廃棄物のリサイクル
- P12～ リサイクル施設の案内図

# 事業系一般廃棄物とは？

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。



## 産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は 20 種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中 1～12)と、特定の業種から出た場合のみ産業廃棄物になるもの(表中 13～19)があります。

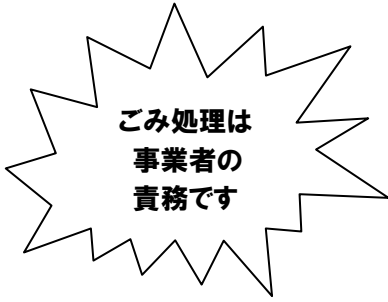
	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず	廃ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10 鋳さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11 がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材または木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等
	15 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物)

産業廃棄物は、千葉県が許可した産業廃棄物処理業者へ処理を委託してください。

《処理業者の紹介に関するお問い合わせ先》

千葉県産業廃棄物処理業協同組合 043-248-2773  
 社団法人千葉県産業廃棄物協会 043-246-9581

# 事業系ごみの処理責任



事業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第3条）及び「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」（第4条）で、事業者の責務として「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。

## 〔適正処理の方法〕

### 1 事業系一般廃棄物

- ①クリーンセンターへ自己搬入・・・P3 参照
- ②市が許可した収集運搬業者に委託・・・P4 参照

### 2 産業廃棄物

- ①千葉県が許可した処分場に自己搬入
- ②千葉県が許可した収集運搬業者に委託

## ごみの屋外焼却は法律で禁止

されています

廃棄物の焼却は、煙や悪臭、灰により近隣の方にとって大変な迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類など有害物質を発生させるなど、環境汚染の原因のひとつにもなります。このため、法律により、**廃棄物の屋外焼却は原則として禁止されています。**特に廃タイヤやビニール、プラスチック類の焼却は、生活環境に著しい悪影響を及ぼしますので、絶対にしないでください。

廃棄物の屋外焼却行為者は、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（または併科）**となります（未遂も処罰の対象です）。さらに、法人に対しては、**3億円以下の罰金**が科せられます。

## ごみの不法投棄は犯罪です！

不法投棄をした人は、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（または併科）**となります（未遂も処罰の対象です）。さらに、法人に対しては、**3億円以下の罰金**が科せられます。

不法投棄が行われている、あるいはしようとしているところを見かけたら、**警察にご通報ください。**

その際、発見した**日時、場所**、不法投棄された物の**種類や量・特徴**、不法投棄に使われたトラック等の**車両の色やナンバー**など、わかる範囲の**情報をお知らせください。**



# クリーンセンターへ自己搬入する場合

## 処理手数料

10kgにつき 216 円(消費税含む)  
10kg未満の場合も 216 円の手数料がかかります。

## 持ち込み時間

月曜日～土曜日の午後 1 時～4 時  
(日・祝日、年末年始はお休み)

## 注意事項

- 車に積み込む前に、燃やすごみ・燃やさないごみを分別してきてください。
- 土曜日、12 月後半、3 月後半から 4 月前半は、特に混み合います。時間に余裕を持ってご来場ください。
- 計量方法について  
車両ごとクリーンセンター台貫(秤)に載り、積載時と空車時の重量差から積載量を算出し(入出の際 1 回づつ計 2 回測る)、その重量に応じて処理手数料をお支払いください。

## 持ち込めないごみ

クリーンセンターは一般廃棄物中間処理施設です。  
産業廃棄物は持ち込み出来ません。

### <主な内容例>

- (1) 市川市以外から出たごみ
- (2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- (3) 特別管理一般廃棄物(病院、診療所、介護老人保健施設、動物の診療施設等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿、ガーゼ、紙くずなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのあるもの)
- (4) クリーンセンターで処理出来ない種類のごみ(処理不適物及び処理困難物等)
- (5) 事業系一般廃棄物のうち、クリーンセンターの受入れ能力、または処理能力を超えるもの、もしくは焼却炉・破碎機等を著しく傷めると判断されるもの。
- (6) クリーンセンターへの持込ごみを排出者自身(企業の場合は従業員)、または市が許可した一搬廃棄物収集運搬許可業者以外の者が搬入する場合。
- (7) 灰
- (8) 家電リサイクル対象機器(テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン) ※P8 参照
- (9) パソコン ※P9 参照


# 一般廃棄物許可業者へ委託する場合

処理（収集・運搬）を委託する場合は、市が許可した下記業者に委託してください。

## 【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

許可業者	所在地	☎	産廃	許可業者	所在地	☎	産廃
第一優美(有)	大和田 5-15-17	(370) 7063	○	(有)市川企業	南大野 1-9-26	(338) 0220	○
千葉ロードサービス(株)	南八幡 3-7-3	(370) 9333	○	(株)国分運輸	大野町 1-56-3	(339) 5390	
(株)大進功業	八幡 6-7-14	(302) 7825		(有)三穂興業	大野町 2-595-4	(337) 7506	○
(有)藤城清掃サービス	国分 2-7-6	(374) 0822	○	(有)及川建材興業	大野町 2-773-2	(337) 0265	○
(有)伸興環境	須和田 1-23-10	(372) 5419		立建建設(株)	大野町 2-1849	(337) 3615	○
(有)昭和	稲越町 170-1	(372) 4345	○	大市産業(株)	大野町 3-1696	(337) 8255	○
(株)マツカゼ	曾谷 1-31-24	(373) 6261	○	(有)三橋サービス	大野町 4-2846	(337) 8643	○
(株)石井興業所	曾谷 3-7-2	(371) 7514		(有)京昇産業	柏井町 1-1263-7	(338) 4516	○
(株)曾谷造園土木	曾谷 3-9-5	(375) 6811	○	(有)田島清掃	妙典 1-9-12	(357) 3317	
(株)光伸清運	曾谷 6-30-2	(371) 9345	○	千葉建設(株)	押切 30-3	(357) 1546	○
(株)市川環境エンジニアリング	田尻 2-11-25	(376) 1711	○	(株)クリーンタグチ	入船 6-24	(399) 8000	○
(株)建総	原木 3-18-9	(328) 8333	○	日本サービス(株)	塩焼 2-2-73	(300) 2253	○

## 少量排出事業所の場合

表中の  表示は、専用袋による収集を行っている業者です。専用袋とは、袋の購入代金に収集運搬と処理料金が含まれているものです。袋を購入する際に、収集時期を打合せさせていただきます。袋の料金は業者ごとに定めており、ごみがたまったら回収に伺うことが基本となっておりますので一般的な委託契約より低料金となります。少量しかごみがでない場合や不定期に回収してもらいたい場合などに便利です。

## 適正処理済シールを配付します

事業系ごみの適正処理を実施されている事業所のイメージアップを図るため、許可業者に事業系ごみの収集運搬を委託している事業所を対象に、「**適正処理済シール**」を配付しています。



〔配付方法〕

許可業者と収集運搬を契約する



許可業者は市にシール配付申請を提出  
申請に基づきシールを許可業者に配付



許可業者は事業所にシールを配付する

## お住いの一部が事業所となっている場合

事業所のうち、下記の条件にすべて合致する場合は、例外として各地域のごみ集積所に出すことができます。

1. 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されている事務所、店舗等(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)において事業を営んでいること。
2. 1に規定する事務所、店舗等から排出される一般廃棄物の1日当たりの量が、おおむね5キログラム以下であること。

該当する場合は、登録を行いますので  
循環型社会推進課へご連絡ください。

(Tel 047-320-3972)

# 事業系ごみ Q&A

Q ごみは少量でメモ紙や茶がらなどの家庭ごみと変わらないのですが、家庭用ごみ集積所に出せませんか？

A ごみの量や種類にかかわらず、事業所のごみは家庭用ごみ集積所に出すことはできません。少量排出事業所の方には専用袋による回収業者をお勧めしております。(P4 参照)  
通常の委託はごみの種類や収集回数によって料金が異なりますが、専用袋は回収業者ごとの定額制なのでごみが少量しか出ない場合は便利です。

Q 資源物を「ごみ集積所」又は「集団資源回収所」に出すことはできますか？

A 「ごみ集積所」や「集団資源回収所」は、家庭から出される廃棄物や資源物を回収するためのものです。事業所からの資源物を出すことはできません。事業系の資源物は、それぞれの事業者の責任において回収業者に委託していただくか、直接、紙問屋にご相談いただき持ち込んでいただくこととなります。(P10 参照)

Q 自宅で事務所を構えているのですが、どのように出したらよいのでしょうか？

A 事業所の面積や排出量などの要件により、家庭ごみ集積所に出せる場合があります。(P4 参照)  
要件に該当しない場合は、通常通りクリーンセンターへ自己搬入するか、一般廃棄物許可業者へ委託することとなります。

Q 事業系ごみを出す場合は、市の指定袋に入れなくてはならないのでしょうか？

A 市の指定袋は全て家庭系ごみ用の袋となっております。  
クリーンセンターへ自己搬入する場合は、どんなごみ袋でも構いません。  
一般廃棄物許可業者へ委託する場合は、契約した許可業者へ直接確認してください。

Q ごみは書類しか出ないのですが古紙業者に出せませんか？

A 紙はリサイクルできますので是非再生業者をご利用ください。(P10 参照)  
その他、ダンボール、新聞紙、雑誌も同様に再生業者に委託することが可能です。

Q 一般廃棄物許可業者はどのように選べばいいのですか？

A 一般廃棄物許可業者の表の中からお選びください。(P4 参照)  
見積を取る前に、近隣の事業所や同一ビル内の店舗と、同じ許可業者と契約すると効率的な契約となる場合がありますので情報収集も大切です。

Q 一般廃棄物許可業者と契約するまでどのような手順になりますか？

A 契約する前には、①ごみの種類 ②ごみの量 ③収集回数 をはっきり伝えることが大切です。  
①～③をもとに料金が決定することとなります。  
正式な契約をする際は必ず契約書を取りかわしましょう。

Q 一般廃棄物許可業者へ委託する場合、料金はどのくらいかかりますか？

A 統一料金ではありません。上記の①～③によって料金は異なります。  
数社から見積をとりよくご検討のうえ、契約しましょう。

# 事業用大規模建築物

市川市では、事業系一般廃棄物の発生の抑制、再利用および資源化を促進するため、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」第 16 条の規定により、「事業用大規模建築物」の所有者または占有者に、「事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書」の提出、および「廃棄物管理責任者」の設定を義務づけ、資源循環型社会への取り組みを求めています。

## 事業用大規模建築物とは

- (1)大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗  
(「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が 1,000 平方メートルを超える店舗)
- (2)興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館またはホテルに供される部分の延べ面積が 3,000 平方メートル以上の床面積を有する建築物

## 事業用大規模建築物の所有者等の義務

- 製品の再利用を促進する等による、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量
- 廃棄物を製品の原料とする等による、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の資源化
- 上記減量・資源化およびその適正処理に関する業務を担当する「廃棄物管理責任者」の選任および届出
- 「事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書」の提出
- 上記義務の履行に関する相互協力

### ①廃棄物管理責任者の選任および届出

廃棄物管理責任者には、所有者等自身を選任するか、所有者等としての権限を委任できる方で、当該建築物から排出される廃棄物について全体的に管理できる方を 1 名選任していただきます。

**提出書類** 廃棄物管理責任者選任届出書 **提出期限** 選任の日から 14 日以内

### ②「事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書」の提出

当該建築物における、前年度の事業系一般廃棄物の種類別実績量、当年度の各計画量、減量・資源化の施策や廃棄物の処理フローなどを記入していただきます。

**提出書類** 事業系一般廃棄物の減量、資源化及びその適正な処理に関する計画書

**提出期限** 毎年度 5 月 31 日

## 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、当該建築物から排出される一般廃棄物の実質的な責任者となりますので、一般廃棄物の発生の抑制、再利用および資源化を促進するため、以下のような職務を行います。

- 廃棄物の減量・資源化のための組織・体制の整備
- 計画の定期的な点検・見直し
- 廃棄物の種類・量・処理方法の把握
- 関係書類の保管・整理
- 廃棄物が適正に処理されているかの確認
- 社員やテナントに対する、廃棄物の適正な処理方法や減量・資源化の指導・啓発活動

# ごみの減量・資源化～3Rのススメ～

市川市は「シェイプアップ市川」をスローガンに掲げ、資源循環型社会の形成をめざしています。  
市内にごみの最終処分場を持たない市川市では、

「ごみの発生を減らす」 (Reduce リデュース)

「ものを繰り返し使う」 (Reuse リユース)

「できるだけ資源として使う」(Recycle リサイクル)

を進めていく必要があります。

3R(スリーアール)とは上記の3つのRをとって作られた減量・資源化のキーワードです。

事業者のみなさまには、ごみの適正処理および減量・資源化の推進にご理解とご協力をお願いします。

## リデュース Reduce

- オフィスでの紙の使用量を抑える(両面コピーなど)
- 簡易包装の推進
- 紙コップ、ペーパータオル等使い捨て用品を使わない
- 在庫管理を行い無駄なものを減らす

取り組んでいるところに☑チェックをつけてみましょう。  
3Rを行うことで事業者のみなさまのメリットにもつながります。

### 事業所のイメージアップにつながります！

環境問題には大きな関心が集まっているなかで、ごみの減量・資源化に取り組むことは取引先や消費者に対するイメージアップにつながります。

### コスト削減につながります！

職場全体の節約を行うことで事務用品の購入、ごみの排出を抑制することができコスト削減につながります。

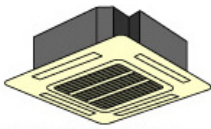



### 働く人の意識改革につながります！

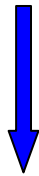
例えばペーパーレス化を目指すために回覧やメールを活用すれば業務の効率化につながります。  
両面コピーを心がければ紙の使用量は半分になります。働く人たちの意識改革につながります。



# 家電4品目のリサイクル

事務所、店舗などで使用しているテレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機など、家庭用として製造されたものは、家電リサイクル法により販売店や産業廃棄物収集運搬許可業者または指定引取場所に適切に引き渡すことが定められています。

産業廃棄物	
家電リサイクル法 対象機器	対象外（業務用）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●テレビ</li> <li>●洗濯機・衣類乾燥機</li> <li>●冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>●エアコン</li> </ul>	<p>一例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>天井型エアコン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>パッケージエアコン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ショーケース</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>冷凍ストッカー</p> </div> </div> <p>※不明な場合は、製造業者にお問合せください。</p>



産業廃棄物（金属くず等）として処分（P1 参照）

## 《処分方法》

1. （原則）購入した販売店、または買い替えをする販売店に依頼  
**必要な費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金**
2. 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託  
**必要な費用＝リサイクル料金＋収集運搬料金**  
 4 ページの一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表の産廃欄に○印が付いている業者にお問い合わせください。

3. 指定引取場所に自己搬入 **必要な費用＝リサイクル料金**  
**【自己搬入の手順】**

ゆうちょ銀行でリサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む



廃棄する家電とリサイクル券を指定引取場所に持込む **【指定引取場所は P12 参照】**


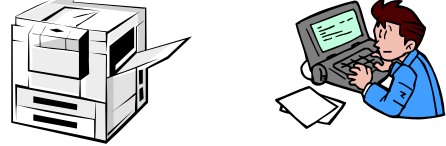
《お問合せ先》家電リサイクル券センター（☎0120-319-640）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（休み：日曜、祝日）

ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

# パソコンのリサイクル

事務所、店舗などで使用しているパソコンの処分は、「資源有効利用促進法」で回収・リサイクルが義務付けられている各メーカーに処分を依頼してください。

産業廃棄物	
メーカー回収機器	対象外
<ul style="list-style-type: none"><li>●ノートパソコン</li><li>●デスクトップパソコン（本体）</li><li>●CRT ディスプレイ及び CRT ディスプレイ一体型パソコン</li><li>●液晶ディスプレイ及び 液晶ディスプレイ一体型パソコン</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>①プリンタ、スキャナー、ワープロなど</li><li>②メーカー不明のパソコン、自作のパソコンなど</li></ul> 
<p>《処分方法》</p> <p>↓</p>	<p>↓</p>
各メーカーの「事業系 PC リサイクル受付窓口」へお申し込みください。	<p>産業廃棄物（金属くず等）として処分</p> <p>4 ページの一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表の産廃欄に○印が付いている業者にお問い合わせください。</p>

## 《お問合せ先》

その他不明な点は、一般社団法人パソコン 3R 推進協会のホームページ：<http://www.pc3r.jp/>  
「事業所から廃棄されるパソコン」からご確認ください。

# 古紙のリサイクル

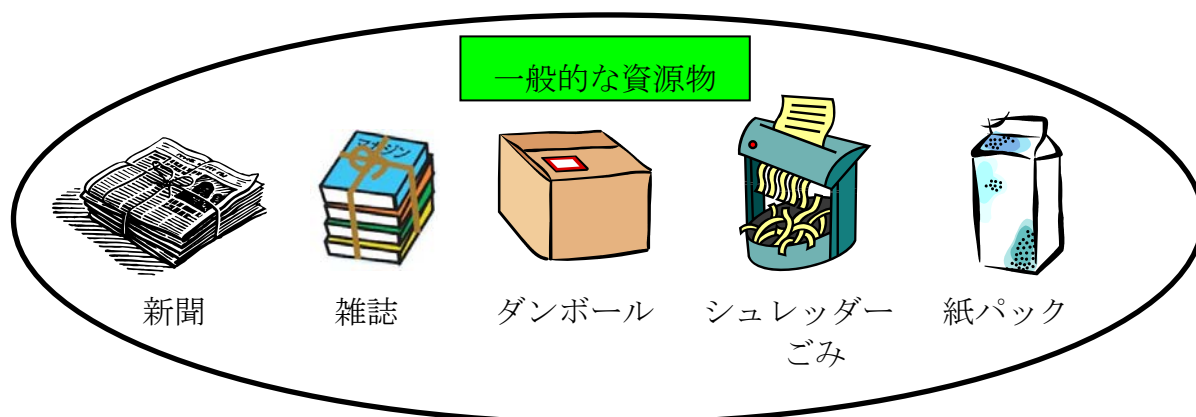
紙ごみは可燃ごみの中で一番多いごみです。

そのうち、新聞、雑誌、ダンボールなど再生可能な古紙をリサイクルすることは、ごみの減量に大きく寄与しますので、古紙のリサイクルにご協力をお願いします。

リサイクルの際は、以下の紙問屋にお問合せください。

## 【市内の紙問屋】（案内図は P12～13 参照）

事業所名	所在地	☎	取扱品	搬入時間	搬入方法
株式会社 木下	二俣 447-3	327-1166	新聞、雑誌、ダンボール、 機密文書、 その他要相談	7時～18時 年中無休	持込み 収集は 要相談
株式会社 京葉資源 センター	塩浜 3-14-1	397-3115	新聞、雑誌、ダンボール、 古着、紙パック、 事業系古紙	平日 8時～16時30分 日曜・祝日 8時～15時	持込み
増田商店 株式会社	田尻 1-9-2	376-4208	新聞、雑誌、ダンボール、 その他要相談	月～土 8時～17時 日曜 9時～16時	持込み
市川紙原 株式会社	柏井町 2-78-3	369-7571	新聞、雑誌、ダンボール、 その他要相談	火・木・土 9時～15時	持込み
株式会社 渋谷商店	押切 11-10	358-2221	新聞、雑誌、ダンボール、 その他要相談	月～金 9時～12時 13時～17時	持込み







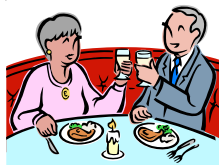



# 食品廃棄物のリサイクル

食品関連事業者は、食品リサイクル法により基準実施率（リサイクルを実施する率）が設定されています。

食品の循環型社会を目指すため、食品廃棄物のリサイクルにご協力をお願いします。

## 食品関連事業者から排出される食品廃棄物

産業廃棄物	事業系一般廃棄物	
食品の製造・加工業者  食品メーカーなど ↓ 加工残さ 	食品の流通業者  スーパー、コンビニエンスストア等の小売業など ↓ 売れ残り 	飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者  食堂、レストラン、ホテル・旅館、結婚式場など ↓ 調理くず・食べ残し 

### ○基準実施率

基準実施率は平成 20 年度からスタートし、20 年度の基準実施率は次のとおり設定されました。

平成 19 年度の実績結果が 20%未満の事業者 = 20%

平成 19 年度の実績結果が 20%以上 50%未満 = 実績結果 + 2%

平成 19 年度の実績結果が 50%以上 80%未満 = 実績結果 + 1%

平成 19 年度の実績結果が 80%以上の事業者 = 維持向上

以降、毎年度以下のとおり増加します。

**基準実施率** = **前年度の基準実施率** + **増加ポイント**

前年度の基準実施率	増加ポイント
20%以上 50%未満	2%
50%以上 80%未満	1%
80%以上	維持向上

※フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者は、チェーン全体で一つの事業者とみなされます。

市内には、食品廃棄物を飼料にリサイクルする処分場がありますので、食品リサイクルに取り組む事業者は、循環型社会推進課にお問合せください。(Tel 047-320-3972)

# 案内図

## 家電指定引取場所

### ①株式会社MDロジス東日本サービス市川営業所

所在地：市川市塩浜 2-31 米山倉庫 19 号倉庫

TEL：047-395-2549

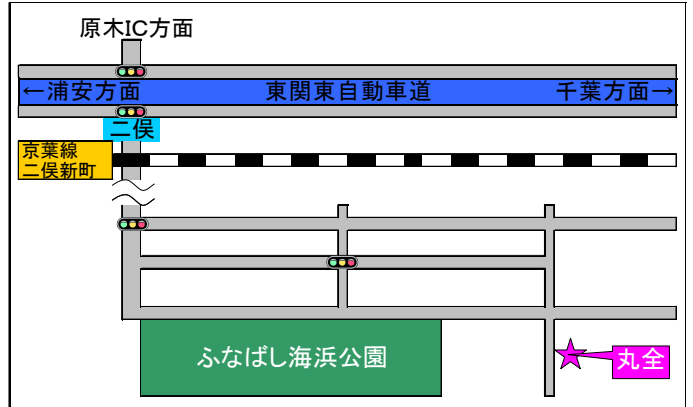
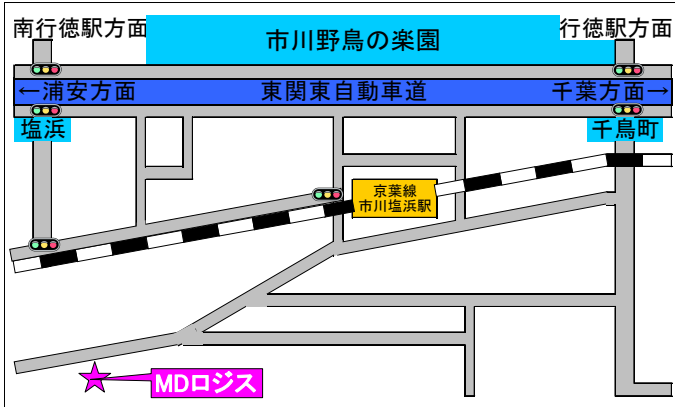
営業日：月～土曜日 9時～12時 13時～16時30分

### ②丸全京葉物流株式会社船橋営業所

所在地：船橋市潮見町 19-4

TEL：047-431-4880

営業日：月～土曜日 9時～12時 13時～16時30分



## 紙問屋

### ①株式会社木下

所在地：市川市二俣 447-3

TEL：047-327-1166

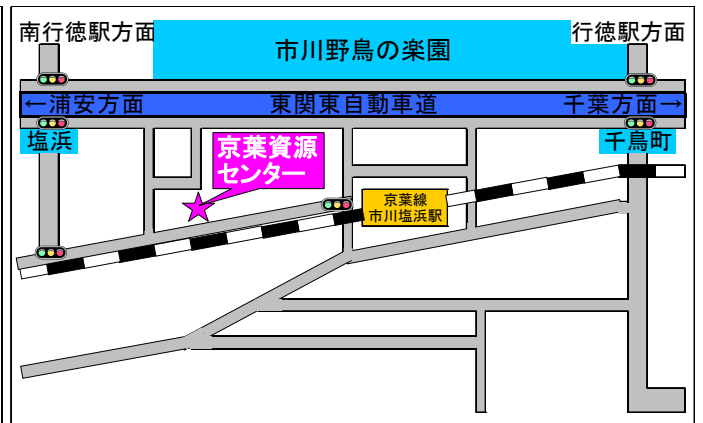
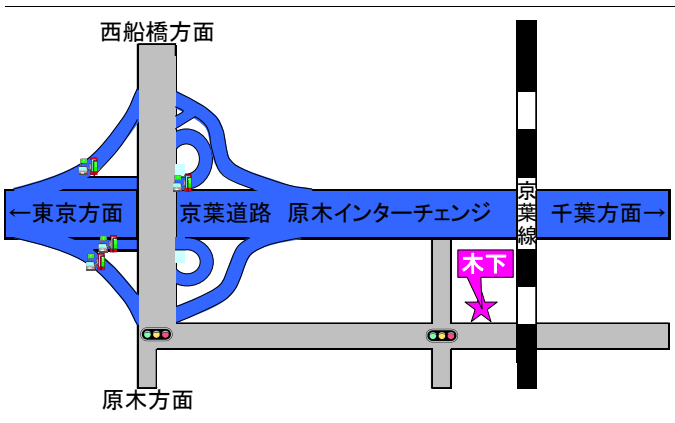
営業日：年中無休 7時～18時

### ②株式会社京葉資源センター

所在地：市川市塩浜 3-14-1

TEL：047-397-3115

営業日：平日 8時～16時30分 日曜・祝日 8時～15時

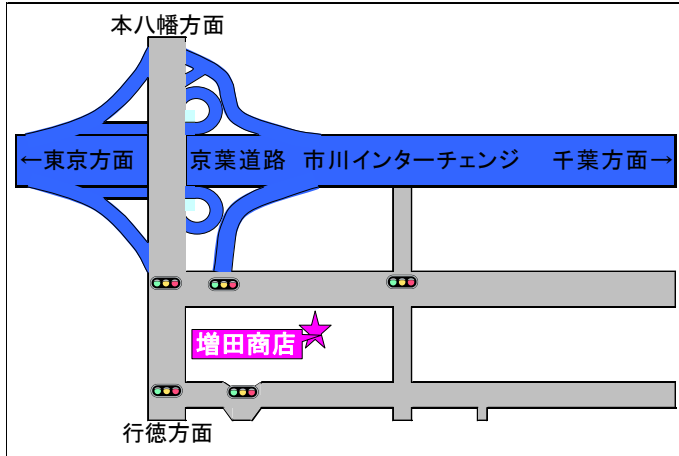


③増田商店株式会社

所在地：市川市田尻 1-9-2

TEL：047-376-4208

営業日：月～土曜日 8時～17時 日曜 9時～16時

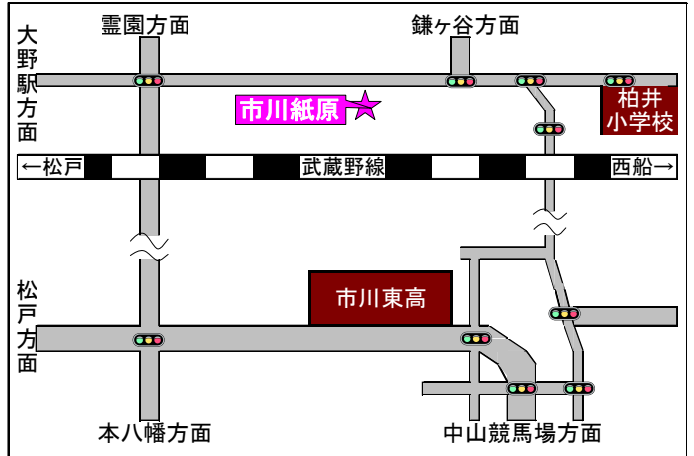


④市川紙原株式会社

所在地：市川市柏井町 2-78-3

TEL：047-369-7571

営業日：火・木・土 9時～15時

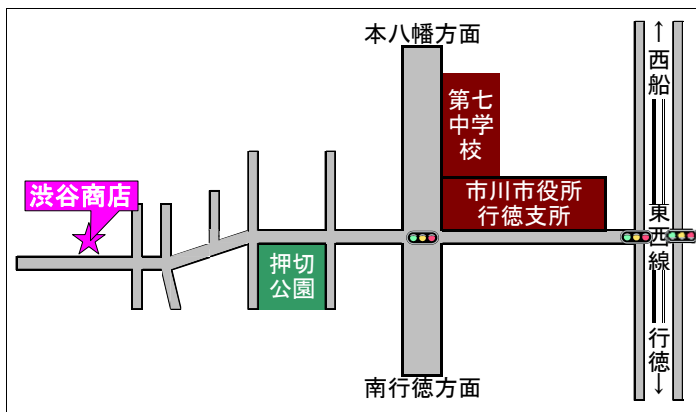


⑤株式会社渋谷商店

所在地：市川市押切 11-10

TEL：047-358-2221

営業日：月～金曜日 9時～12時 13時～17時

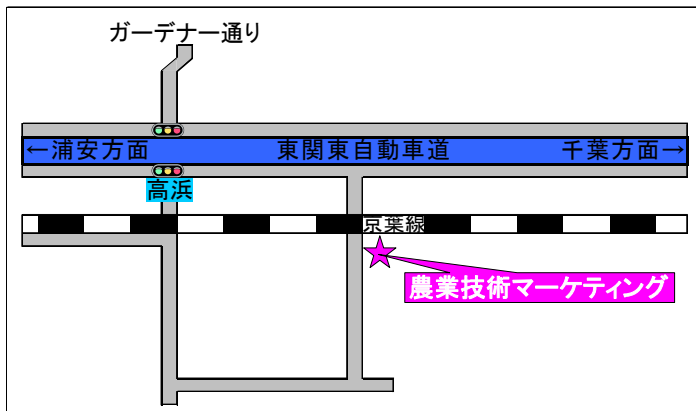


## 食品リサイクル施設

株式会社農業技術マーケティング

所在地：市川市本行徳 2554-63

TEL：047-307-4833



**お問い合わせ先**

**市川市 環境清掃部 循環型社会推進課**

**TEL 047-320-3972 FAX 047-379-0206**

**〒272-0023 市川市南八幡 2 丁目 18-9 分庁舎A棟**



### 3団体共同福祉リサイクル事業

就労移行支援事業/就労継続支援B型事業

社会的・職業的自立支援指導

社会福祉法人市川レンコンの会

千葉県立特別支援学校市川大野高等学園



市川市の一般廃棄物、小型家電の回収

市川市清掃業協同組合

## 小型家電を寄付して 社会貢献に参加しませんか！



### 小型家電の種類

使わなくなった小型家電を  
お譲りください。



壊れていても寄付できます。

デジタルカメラ タブレット機器 電気剃刀  
パソコン 携帯電話 液晶モニター  
ハンディカム ゲーム機本体 音楽プレイヤー

【小型家電の例】

小型家電にはレアメタル等の金属資源  
が使用されています。

解体分別を行うことで、レアメタルの  
回収が可能になります。



運搬

### 小型家電の解体/分別

小型家電の解体作業を通じて、  
“就労・就学”支援に役立ってます。

社会福祉法人市川レンコンの会



解体事業を通じた就労支援



特別支援学校市川大野高等学園



実習を通じた自立支援



解体された小型家電は、



基盤や素材毎に区分します。

### 解体/分別した小型家電のリサイクル

⇒ 解体/分別した小型家電は、市川市清掃業協同組合を通じて再生事業者へ引渡します。

⇒ 基盤等の売却による収益金は、就労支援活動に要する**工賃**や**教育活動**に役立てられます。

- 社会福祉法人市川レンコンの会  
千葉県市川市下新宿10-7 TEL.047-359-7795
- 千葉県立特別支援学校市川大野高等学園  
千葉県市川市大野町4-2274 TEL.047-303-8011
- 市川市清掃業協同組合  
千葉県市川市菅谷6-30-2 TEL.047-371-9346

小型家電の寄附についてのお問い合わせ先

市川レンコンの会 小型家電リサイクル部門 久保・前島  
千葉県市川市末広1-10-4-104



TEL : 047-395-6809

FAX : 047-395-6809